

【外部HP(指名停止一覧)掲載用】

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名: 別紙のとおり
法人番号: 別紙のとおり
住 所: 別紙のとおり
- 指名停止措置期間: 令和6年6月14日から令和6年7月13日まで(1ヵ月)
- 指名停止措置の範囲: 本院及び関東地方測量部管内
- 事実概要:

大成建設(株)の使用人並びに成豊建設(株)及び同社使用人は、東海旅客鉄道(株)発注の「中央新幹線南アルプストーンネル新設(山梨工区)工事」にて発生した労働災害の事実を、
鯉沢労働基準監督署長に報告しなかったとして、令和6年3月26日、労働安全衛生法違反により鯉沢簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。

- 指名停止措置理由:

物品・役務の有資格登録業者である当該業者の使用人の上記案件に係る行為は、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成14年10月29日付け国官会第1562号)第1条の規定により準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するものである。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

措 置 要 領	期 間
1~14 略	略
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内
16 略	略

(問い合わせ先)

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番
国土交通省 国土地理院

総務部契約課長 落 合 昇 電話 029-864-4385 (直通)
総務部契約管理官 澤 畠 庄 志 電話 029-864-6870 (直通)

別 紙

指 名 停 止 業 者			指名停止の期間	
番号	商号又は名称	住 所	自	至
1	大成建設株式会社 法人番号4011101011880	東京都新宿区西新宿1丁目25番1号	令和6年 6月14日	令和6年 7月13日
2	成豊建設株式会社 法人番号4011001016906	東京都渋谷区渋谷1丁目6番4号せいこうビル	令和6年 6月14日	令和6年 7月13日